

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 3 月 1 日

「(案件名)ジンバブエ国における灌漑開発および流域農業開発に向けた情報収集・確認調査」
(公示日:2021 年 2 月 10 日／公示番号:20a01020)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P23 他	グループ C の調査対象について「<u>エリア</u>」という語彙が利用されておりますが、これは個別の灌漑スキームを指しているのでしょうか、それとも複数の灌漑スキームを含む地域全体を指しているのでしょうか。 つまり、P23(2)<u>新規灌漑開発計画書(案)とは、個別灌漑スキームの計画書でしょうか、それとも、より広範囲を対象とした地域の灌漑開発計画となりますでしょうか。</u>	公示では「新規灌漑スキーム開発業務計画書」と記載しておりますが、仕様書ではスキームという用語は用いず「新規灌漑開発業務計画書案」と書き方を変更しております。混乱を招いていれば申し訳ありません。 グループ C の調査では、大規模な灌漑開発及び流域全体の調査は想定しておりません。ここで言うエリアとは想定される個別の新規灌漑開発に必要なダム建設候補地(上流部)と同灌漑開発の裨益効果が及ぶコミュニティ(流域周辺地域)を指し、これを調査対象の範囲とします。 調査方針に従い、調査候補地を 8~10 エリアに絞り、開発の可能性が高い 5 つの調査対象エリアにおいて情報を収集し、その内少なくとも 3 エリアで新規灌漑開発計画書(案)の作成をお願いします。
2	P21、P22、P23	グループ A、B、C のすべてにおいて環境・地域社会影響調査を行います。グループ A と B は個別の灌漑地区が対象である一方、グループ C は広域が対象となるという違いがありますので、調査は<u>どの程度の差異をもって行うことを想定されているのでしょうか。</u>	グループ A と B は既存の施設・設備を対象とします。そのため、現時点では大きな影響を想定しておりませんが、緊急修繕／改修期間中に生じる影響、または既存施設から大幅な改修が必要と判断された際にはその影響について、具体的に情報収集をお願いします。 グループ C については新規開発となります。想定する計画案

			が JICA の環境社会配慮ガイドラインのカテゴリーA、B、C のいずれに相当するかについてまず確認をお願いいたします。 その上で、カテゴリーA 案件は自然・社会環境に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画案として採用することは難しくなります。B 以下のカテゴリーで案件形成ができるよう、自然及び周辺コミュニティに与える可能性がある影響と範囲について基礎的な情報を収集するとともに、新規開発を行う上での留意点と対応策を提示してください。
3	渡航	現在ジンバブエ国は貴機構の渡航再開国にリストアップされており、2 月 12 日付貴機構安全管理部よりの通知における条件は「首都及び首都から片道 8 時間以内の地域(ニヤコンバ灌漑地区を含む)。但し、海外協力隊については、首都及び首都から車両で片道 4 時間以内の地域及びブラワヨを任地とする。これを超える地域を任地とする場合は、個別に安全管理部と協議し決定する。」とございます。本業務での現地調査は、<u>上記通達に従い拠点はハラレとし、首都から 8 時間の範囲のみとして計画する必要がありますでしょうか。もしくは、グループ A,B の調査を実施する際は州都マシングに滞在可能、グループ C の調査を実施する際は行動制限が解除されており調査対象サイト近傍都市滞在可能、という前提での計画としてよろしいでしょうか。</u>	渡航承認地域である首都から車両で片道 8 時間以内の地域であれば、現地調査時に宿泊・渡航して頂いて差し支えありません。グループ A、B 対象灌漑施設があるマシング州も片道 8 時間以内の地域に該当致します。 ご理解のとおり、片道 8 時間以外の地域で調査が可能となるのは渡航承認地域として認定された後になりますので、そちらを踏まえて計画を立てて頂ければと思います。 グループ C は 2022 年 1 月以降の現地調査を予定しているため、その時の状況を踏まえ、グループ C の現地調査について改めて協議させていただきます。

以 上